

# 下田市での



## 結婚生活を応援します！

新婚世帯に最大 60 万円補助

～下田市結婚新生活支援補助金のご案内～



### 対象世帯(以下のすべてを満たす世帯)

- 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 婚姻の届出日において、夫婦のいずれも年齢が39歳以下であること
- 対象の住居が市内にあり、補助金交付申請時に市内に住所を有していること
- 夫婦の令和5年の所得が500万円未満であること  
(貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得から控除します。)
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 過去にこの補助金を受けたことがないこと
- 規定の講座を受講していること

### 対象経費(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施したもの)

**住居費** 新規住宅購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当の額を除く

※対象外経費例：土地購入代、駐車場代、光熱水費、火災保険料等

**引越費用** 引越業者又は運送業者に支払った費用

**リフォーム費用** 物件の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

※倉庫、車庫、外構に係る工事費用、家電の購入又は設置に係る費用は対象外